

# パレスチナ占領地に関する勧告的意見に係るICJ口頭手続における我が国の陳述概要 (2024年2月22日、ハーグ)

## (1) 中東和平に関する我が国の基本的立場

- 二国家解決の支持。イスラエルとパレスチナの争いは、暴力や一方的行為ではなく、国際法を尊重しつつ、交渉及び紛争当事者の相互信頼を築く努力によって解決されるべき。

## (2) 武力による領土取得の禁止は、どのような「領土 (territory)」に適用されるか

- たとえ国際的に認められた国境が存在しない領土であったとしても、平穏な施政 (peaceful administration) の下にある領土には、武力による領土取得の禁止が及ぶ。また、当該禁止は、国際境界線 (international line of demarcation) を越えた武力の行使についても適用され得る。
- また、ある領域に武力による領土取得の禁止が適用されるかを検討するに当たっては、関連する安保理決議がしかるべく考慮されるべき。

## (3) どういった行為が「武力による取得」に該当するか

- 武力による領土取得は、強制的な措置を通じた支配の確立、永続的に領土を自国のものとする意図という2つの要素で構成される。
- 「意図」については、明確に表明されるとは限らない。領土に対する支配を強制するような、継続的な威圧的效果を持つ特定の行為は、「既成事実」を作り出し、領土に対する恒久的な支配を維持する意図を示す可能性が高い。



日本政府代表団



陳述を行う  
御巫国際法局長

写真の出典：国際司法裁判所  
(ICJ) サイトより

### (3) どういった行為が「武力による取得」に該当するか (続き)

- 占領国による以下の行為は、継続的な威圧的效果を有し得る。
  - ①土地の収用や住民の強制退去を含む、軍事力やその他の物理的な力を背景とした人口構成の大規模な変更。
  - ②インフラのネットワークの建設と継続的な維持管理。特に、これらが多額の財政投資を伴い、相当な期間存続することを意図しているとみなされる場合。(例：道路、通信システム、医療施設、大規模な軍事・法執行施設。)
  - ③水などの天然資源の継続的な収奪と開発。
  
- これらの行為は、それ自体が必ずしも死傷や破壊を引き起こすとは限らないが、それらが相当な規模で累積的に実施され、長期間にわたって持続する場合、領土に対して継続的、更には不可逆的な影響を及ぼすことになる。このような場合、これらの行為の存在は、たとえ漸進的なものであったとしても、占領国が関連地域に対する主権を恒久的に確立しようとしていることを示す証拠となり得る。これらの行為が、主権確立の意図を示す政府関係者の発言を伴う場合には領土取得の意図を示し、禁止された武力による領土取得となる可能性が更に高まる。

### (4) 武力による領土取得と自衛権の関係

- ある領土に対し有効な権原を有さない国が、自衛のための武力の行使により、領土権原の取得を主張できるといった議論は受け入れない。
  - <理由①> 武力による領土取得の禁止の原則は、武力による領土権原の取得を、その武力が不法なものであろうと自衛権の行使であらうと、一切排除している。
  - <理由②> また、いづれにしても、永続的な併合は、武力攻撃に対する均衡の取れた対応にはなり得ないことから、領土の併合という結果をもたらす武力の行使は、自衛権の行使として合法とはなり得ない。



陳述を行う  
アカンデ・オックスフォード  
大教授